

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護重要事項説明書

【令和8年6月1日現在】

## 1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会
事業者の住所	福岡市中央区天神1丁目2番4号
代表者名	支部長 大森 徹
電話番号	092-771-2981
利用事業所の名称	福岡県済生会訪問看護ステーションなでしこ
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・医療訪問看護
事業所の所在地	〒837-0916 福岡県大牟田市田隈 810 番地
電話番号	0944-53-3000
事業所番号	4064490024
所長	稲吉 康治
管理者	松尾 永奈
通常の事業の実施地域	大牟田市・荒尾市・みやま市・南関町

## 2 事業所窓口営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※国民の祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時30分から17時00分まで ※ただし契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

## 3 事業所の勤務体制

職種	従事する職種、業務	人員
管理者	管理業務	1名（常勤看護師）
サービス提供者	訪問看護師	常勤換算方法で2.5名以上

#### 4 事業の基本理念、運営方針、秘密保持と個人情報保護

基本理念	<p>済生会設立の原点である『困った人に手をさしのべる』を基に保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供します。</p> <p>必要な方へ必要なサービスを提供する為に多職種との連携を密にし、質の高い看護と介護を心がけ、また、プロ意識をもって地域に根ざした活動を行います。</p>
運営方針	<p>24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。</p> <p>事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと安心して、より自立した生活が送れるように、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
秘密保持と個人情報保護	<p>①事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。</p> <p>この守秘義務は契約終了後も同様です。</p> <p>②事業所での個人情報保護に基づく『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に従い個人情報の取り扱いをしています。</p> <p>別紙参照の上、取扱いについてご理解いただき、本契約をもって同意とみなします。</p> <p>③利用者およびその家族等に関する個人情報が含まれる記録物、紙によるものその他、電磁的記録、MCS（地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツール：メディカルケアステーション）については管理者の権限をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。</p>

#### 5 サービス内容

- ①病状、心身の状況の観察とケア
- ②日常生活の援助と指導（食事指導、排泄介助、身体の清潔保持、褥瘡予防）
- ③医師の指示による医療処置
- ④看護師によるリハビリテーション
- ⑤介護者への介護支援・相談（各種在宅サービスに関する相談と情報提供）
- ⑥ターミナルケア（終末期のケア）

#### 6 利用料等

訪問看護を提供した場合の利用料は、介護報酬・診療報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受理サービスである時は、利用者の方の負担割合に応じて支払いを受けます。

詳細は別紙料金表をご参照ください。

- (1) 交通費 介護保険の方は無料です。  
医療保険の方で大牟田市外在住の方のみ 400 円/日となります。
- (2) キャンセル料はいただきません。  
サービスの利用を中止する場合は、すみやかに事業所までご連絡ください。
- (3) 毎月の利用料は利用月ごとの合計金額を、翌月 15 日頃までに請求書としてお渡しいたします。  
お支払いは口座振替となっております。あらかじめご了承ください。  
なお、お支払いを確認しましたら領収書をお渡しいたします。医療費控除の還付請求等に必要の場合がございますので、保管しておいてください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、介護用品等の費用については利用者のご負担となります。
- (5) 従業者に対し、贈り物や飲食物の提供・お心遣いについては固くお断りいたします。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、すみやかに主治医にまたはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに、家族や介護支援専門員へ連絡をいたします。

主治医	氏名		
	連絡先		
ご家族	氏名	①	②
	連絡先		
介護支援専門員	氏名		
	連絡先		

## 8 事故発生時の対応

- (1) サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。
- (3) また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものを含む。）を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止責任者を選任しています。 

虐待防止責任者：管理者 松尾 永奈
-------------------
- (5) サービス提供中に、当事業所従業者または家族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村へ通報します。

## 10 暴力・ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次にあげる措置を講じます。

- (1) 職場または利用者等（家族・関係者含む）において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容いたしません。
  - ①身体的な力を使って危害をおよぼす（およぼされそうになった）行為
  - ②個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
  - ③性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

- ④緊急を要さない頻回な電話連絡等または電話連絡等による容体確認の強要やインターネット上への誹謗中傷の書き込みなどの迷惑・業務妨害行為等
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止策を検討します。
  - (3) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、サービス提供現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
  - (4) サービス利用契約中に、利用者等（家族・関係者含む）が暴力・ハラスメント行為を行ったと判断される場合は、サービスを中止し関係機関への連絡、相談、環境改善、利用者契約の解除等の措置を講じます。

## 11 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 12 感染症対策について

事業所において感染症の発生、またはまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。  
また事業所の設備備品等について衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 従業者に対し、感染症およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

## 13 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 あらゆる種類の災害や緊急事態時の対応について

訪問予定の変更、休止をお願いすることがあります。また、通信障害等のため連絡がつかない場合は、連絡なしに休止する場合があります。

生命の危機や安全確保のために医療ニーズの高い方や支援の必要な日中独居の方など、優先的に訪問させていただく場合があります。

また、当事業所のみでの訪問看護サービス提供が困難な状況の場合は、近隣訪問看護事業所と連携し、情報共有を行い、協働させていただく場合があります。

## 15 学生の実習について

当事業所では、看護学生・看護師等の在宅実習の受け入れを行っております。ご協力をお願いいたします。体調や諸事情等で実習生の訪問が負担となられる方は、遠慮なく申し出てください。

## 16 サービスの終了について

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者が入院等のため訪問を休止して3ヵ月が経過した場合
- ③介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ④利用者が死亡した場合

事業者は本契約が終了した場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

## 17 サービスについての相談・苦情などの窓口

事業所窓口	福岡県済生会訪問看護ステーションなでしこ管理者 松尾 永奈
-------	-------------------------------

### ◎サービスについての苦情相談公的窓口

大牟田市保健福祉部健康福祉支援室福祉課	TEL：0944-41-2683 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
みやま市保健福祉部介護支援課介護保険係	TEL：0944-64-1555 福岡県みやま市瀬高町小川5番地
福岡県運営適正化委員会	TEL：092-915-3511 FAX：092-584-3790 福岡県春日市原町3丁目1-7（福岡県社会福祉協議会）
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	TEL：092-642-7859 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号
南関町役場健康推進課介護保険係	TEL：0968-57-8591 熊本県玉名郡南関町大字関町64
荒尾市役所保険介護課介護保険係	TEL：0968-63-1418 熊本県荒尾市宮内出目390番地
熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL：096-214-1101 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

## 18 ICTの活用による連携について

当事業所では、MCS（地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツール：メディカルケアステーション）というICTサービスを用いて、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業所等と利用者様の診療情報や生活支援状況等の情報交換を行い、急変時だけでなく、日常的（平時）に関係機関と連携できる体制を構築しております。情報交換については、個人情報保護法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に従いに基づき適切に対応しております。

## ご利用料金について

### 《介護保険の場合》

#### 基本料金

※介護給付自己負担額を超えてご利用になった分は全額自己負担となります。

対象	要介護の場合	単位数	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	20分未満 (I1)	314	314円	628円	942円
<input type="checkbox"/>	30分未満 (I2)	471	471円	942円	1,413円
<input type="checkbox"/>	60分未満 (I3)	823	823円	1,646円	2,469円
<input type="checkbox"/>	90分未満 (I4)	1,128	1,128円	2,256円	3,384円
対象	要支援の場合	単位数	通常1回料金		
<input type="checkbox"/>	20分未満 (予防I1)	303	303円	606円	909円
<input type="checkbox"/>	30分未満 (予防I2)	451	451円	902円	1,353円
<input type="checkbox"/>	60分未満 (予防I3)	794	794円	1,588円	2,382円
<input type="checkbox"/>	90分未満 (予防I4)	1,090	1,090円	2,180円	3,270円

#### 加算料金

対象	加算の種類	単位数	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	初回加算(I) (退院日の初回訪問月1回)	350	350円	700円	1,050円
<input type="checkbox"/>	初回加算(II) (初回訪問月1回)	300	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算I (利用時間単位分)	6	6円	12円	18円
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算II (月1回)	200	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/>	予防看護体制強化加算II (月1回)	100	100円	200円	300円
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算I1 (月1回)	600	600円	1,200円	1,800円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算I (月1回)	500	500円	1,000円	1,500円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算II (月1回)	250	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算I (30分未満)	254	254円	508円	762円
<input type="checkbox"/>	〃 (30分以上)	402	402円	804円	1,206円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	600	600円	1,200円	1,800円
<input type="checkbox"/>	専門管理加算	250	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算	2,500	2,500円	5,000円	7,500円

#### 有償サービス (自費でのご利用)

対象	項目	金額
<input type="checkbox"/>	長時間の訪問看護サービス 規定時間(90分)を超えた場合に加算	3,000円/30分
<input type="checkbox"/>	通常の訪問看護サービス外(複数日・複数回等) 複数日:週4日以上 複数回:2回/日以上もしくは4回/日以上	5,000円/30分 以後1,000円/30分加算
<input type="checkbox"/>	エンゼルケア(処置セット込)	10,000円

#### ◆初回加算I・II

下記のいずれかに該当する場合算定する加算です。

1. 新規の訪問看護計画書の作成 (I・II)
2. 過去2月間利用がなく、改めて計画書を作成し、訪問が再開となった時 (II)
3. 要支援から要介護、またその逆のご状態に変更となった時 (II)
4. 病院、診療等の退院日に初回の訪問看護を行った場合 (I)

#### ◆サービス提供体制加算I

下記条件に適合している事業者として届け出、承認された加算です。

1. 全ての看護師に対し研修計画を立て実施している
2. 利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項の伝達・看護師等の技術を目的とした会議を定期的開催している
3. 全ての看護師に対し、健康診断等を定期的実施している

4. 勤続7年以上の看護師等の占める割合が30%以上である

#### ◆看護体制強化加算Ⅱ

下記条件に適合している事業者として届け出、承認された加算です。

1. 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した方の割合が50%以上である
2. 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した方の割合が20%以上である
3. 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者様が1人以上いる
4. 従業者の総数のうち看護従業者の占める割合が60%以上である

#### ◆緊急時訪問看護加算Ⅰ

利用者の同意を得、24時間体制で計画的な訪問以外の必要時に、電話相談・緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定する加算です。

#### ◆特別管理加算Ⅰ・Ⅱ

下記のいずれかに該当する場合算定する加算です。

1. 特別な管理を必要とする重症度等の高い者に対して計画的な管理を行った場合（Ⅰ）
2. 特別な管理を必要とする者に対して計画的な管理を行った場合（Ⅱ）

#### ◆複数名訪問加算

下記条件により、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者またはその家族の同意を得ている際に1回につき算定できる加算です。

1. 利用者の身体的理由により、1人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
3. その他状況から判断して、1または2に準ずると認められる場合

#### ◆長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者で、所要時間が引き続き1時間30分以上を超える時に1回につき算定できる加算です。

#### ◆退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院からの退院時に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、その他従業者と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合や、初回の訪問看護の提供に対する加算です。

#### ◆専門管理加算

褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、計画的な管理を行った場合の加算です。

#### ◆夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

夜間・早朝・深夜の訪問については、所定額に対し夜間・早朝25%、深夜50%を割り増しする加算です。

（夜間：午後6時～午後10時 深夜：午後10時～午前6時 早朝：午前6時～午前8時）

#### ◆ターミナルケア加算

死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）に算定する加算です。

#### ◆介護保険外のサービスについて

介護保険外のサービスは全額自己負担となります。その場合、居宅サービス計画書を作成する際に、居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）

## 《医療保険の場合》

### 基本料金

対象	訪問看護基本療養費	10割	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	(Ⅰ) 週3日まで	5,550	555円	1,110円	1,665円
<input type="checkbox"/>	週4日以降	6,550	655円	1,310円	1,965円
<input type="checkbox"/>	(Ⅰ) ハ 専門の研修を受けた看護師が同行	12,850	1,285円	2,570円	3,855円
<input type="checkbox"/>	(Ⅲ) 在宅療養に備えた一時的な訪問 ※入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は2回	8,500	850円	1,700円	2,550円
対象	訪問看護管理療養費	10割	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	月の初日	7,710	771円	1,542円	2,313円
<input type="checkbox"/>	月の2日目以降	3,010	301円	602円	903円

### 加算料金

対象	該当する場合、訪問ごとまたは1日につき加算	10割	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	訪問看護物価対応料 (月の初日)	60	6円	12円	18円
<input type="checkbox"/>	訪問看護物価対応料 (月の2日目以降)	20	2円	4円	6円
<input type="checkbox"/>	難病等複数回訪問加算 (2回)	4,500	450円	900円	1,350円
<input type="checkbox"/>	〃 (3回以上)	8,000	800円	1,600円	2,400円
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算	5,200	520円	1,040円	1,560円
<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210円	420円	630円
<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算	4,200	420円	840円	1,260円
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	2,650	265円	530円	795円
<input type="checkbox"/>	〃 (月15日目以降)	2,000	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 (週1回)	4,500	450円	900円	1,350円
対象	病状やご希望の契約による加算 (月1回)	10割	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算	6,800	680円	1,360円	2,040円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ (重症度の高いもの)	5,000	500円	1,000円	1,500円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ	2,500	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	8,000	800円	1,600円	2,400円
<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算	2,000	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	6,000	600円	1,200円	1,800円
<input type="checkbox"/>	〃 (長時間)	8,400	840円	1,680円	2,520円
<input type="checkbox"/>	専門管理加算 (イ)	2,500	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	3,000	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費	1,500	150円	300円	450円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	2,500円	5,000円	7,500円
対象	事業所体制による加算 (月1回)	10割	通常1回料金		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	訪問看護医療DX情報活用加算	50	5円	10円	15円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) の注3	1,830	183円	366円	549円
<input type="checkbox"/>	訪問看護医療情報連携加算	1,000	100円	200円	300円

### 有償サービス (自費でのご利用)

対象	項目	金額
<input type="checkbox"/>	長時間の訪問看護サービス 規定時間 (90分) 超過時に加算 ※別表8該当者、特別訪問看護指示書該当者は120分超過時 または、週2回以上の場合が該当	3,000円/30分
<input type="checkbox"/>	通常の訪問看護サービス外 (複数日・複数回等) 複数日: 週4日以上 (別表7・8対象者以外) 複数回: 2回/日以上もしくは4回/日以上 (別表7・8対象者)	5,000円/30分 以後 1,000円/30分加算
<input type="checkbox"/>	エンゼルケア (処置セット込)	10,000円
<input type="checkbox"/>	交通費 (大牟田市外在住者対象)	400円/日

ご利用者が病名によって末期がんや難病患者等である場合または急性増悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、診療報酬に基づいたサービス利用料金をご負担いただきます。

◆ご利用料は、下記の計算式にて算出いたします

自己負担額＝（※1 訪問看護基本療養費＋※2 訪問看護管理療養費＋加算）×負担割合

※法令により、算出された金額は10円未満が四捨五入となります

※1 訪問看護基本療養費

主治医により交付された訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づいて訪問看護師等が訪問看護を行った場合に発生する費用です。

- 訪問看護基本療養費（I）とは、「悪性腫瘍の鎮痛療法や化学療法を行っている利用者に対して、緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師」、「真皮を越える褥瘡の状態にある利用者に対して褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師」、「人工肛門や人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続・反復している利用者や、人工肛門や人工膀胱のその他の合併症がある利用者に対して、人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師」が、他の訪問看護ステーションや保険医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護サービスを提供した場合に、専門の研修を受けた看護師の所属する訪問看護ステーションが算定できる療養費です。

※2 訪問看護管理療養費

安全に訪問看護サービスを提供できる体制が整っており、訪問看護実施に関する計画的な管理を継続して行っている場合に算定できるものです。

◆訪問看護物価対応料

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、加算として、物価対応料を新設されたものです。

◆難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の者に対して必要に応じて1日2回または3回以上訪問した場合。

◆長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者で、所要時間が引き続き1時間30分以上を超える時に1回につき算定できる加算です。

◆夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

夜間・早朝・深夜の訪問については、所定額に対し夜間・早朝25%、深夜50%を割り増しする加算です。

（夜間：午後6時～午後10時 深夜：午後10時～午前6時 早朝：午前6時～午前8時）

◆複数名訪問加算

下記条件により、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者またはその家族の同意を得ている際に1回につき算定できる加算です。

1. 利用者の身体的理由により、1人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
3. その他状況から判断して、1または2に準ずると認められる場合

◆24時間対応体制加算

利用者の同意を得、24時間体制で計画的な訪問以外の必要時に、電話相談・緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定する加算です。

◆緊急訪問看護加算

利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合、1日につき加算されるものです。

#### ◆特別管理加算Ⅰ・Ⅱ

下記のいずれかに該当する場合算定する加算です。

1. 特別な管理を必要とする重症度等の高い者に対して計画的な管理を行った場合（Ⅰ）
2. 特別な管理を必要とする者に対して計画的な管理を行った場合（Ⅱ）

#### ◆退院時共同指導加算

病院、診療所からの退院時に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、その他従業者と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合、初回の訪問看護の提供に対し算定する加算です。

#### ◆特別管理指導加算

退院前に特別管理加算の対象者へ医療機関と共同して指導を行った場合の加算です。

#### ◆退院支援指導加算

厚生労働省が定める疾病、特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要な者に対して、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合の加算です。

#### ◆専門管理加算（イ）

緩和ケア・褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、該当のケアが必要な利用者に対して計画的な管理を行った場合の加算です。

#### ◆在宅患者連携指導加算

医療機関からの情報を踏まえて、看護師が利用者様やご家族に対し指導を行い、指導内容や留意点を他機関に情報提供した場合算定する加算です。

#### ◆在宅患者緊急カンファレンス加算

状態の変化や診療方針の変更に伴い、医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、指導を行った場合に月2回を限度とした加算です。

#### ◆訪問看護情報提供療養費3

利用者の同意の上で、入所または入院となる介護老人保健施設、介護医療院等、医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

#### ◆訪問看護ターミナルケア療養費

死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）に算定する療養費です。

#### ◆訪問看護医療DX情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月1回）算定する加算です。

#### ◆訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ

事業者において勤務する看護従業者その他医療関係職種の賃金改善を実施している場合の評価料です。

#### ◆訪問看護医療情報連携加算

在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難な方の同意を得て、当該訪問看護ステーションと連携する保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該利用者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月1回）算定する加算です。

重要事項説明書の説明年月日	年      月      日
---------------	-----------------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	福岡県大牟田市田隈 810
	事業所名	福岡県済生会訪問看護ステーションなでしこ
	所長名	稲吉 康治
	管理者名	松尾 永奈
	説明者氏名	⑩

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	⑩
	続柄	